

令和元年12月23日

久喜市教育長 柿沼 光夫 様

久喜市社会教育委員  
委員長 金子 雄司

## 「今後の久喜市の成人式のあり方」についての提言

改正民法が平成30年6月13日に成立し、令和4年4月から成年年齢が18歳となり、施行される。

また合併して10年、新久喜市では成人式を旧4市町4地区で分散開催し、行政担当者並びに対象成人の有志による実行委員会がそれぞれの地区で運営してきた。そしてこの形式では、分散型ならではのメリット・デメリットがあり、課題でもあった。

併せて、今後の成人式を開催するにあたり、成人対象者数の減少、学校の統廃合等も予測される。

そこで久喜市社会教育委員では、標記について協議を重ね、まとめたので、ここに今後の久喜市の成人式のあり方について、以下の提言をする。

## 記

1 名称 「成人式」が望ましい。

(参照) 今後、公募も考えられる

2 対象年齢 「その年度に20歳になる人」が望ましい。

3 実施日 「成人の日の前日(日曜日)」が望ましい。

#### 4 運営方法

##### (1) 会場

「ここ数年間は従来どおり、久喜・菖蒲・栗橋・鷺宮の4地区で開催する。対象者の減少に合わせてその後1箇所統合し、会場を久喜総合文化会館で開催する」ことが望ましい。

##### (参照)

4地区開催では、親や家族等が式典会場内に入ることが可能である。

1箇所開催では親等が会場内に入りきれないので、別室(小ホール)を開放し、式典映像を流すなどの配慮が必要である。

##### (2) 式次第

「式は4地区開催・1箇所開催に関わらず、従来どおりの[式典(1部) + パフォーマンス(2部)]の2部構成」が望ましい。

##### (参照)

4地区開催時は第2部で、各中学校の思い出等が語られ、映像でも流される。1箇所開催では、11中学校の思い出の映写等が時間的・内容的に難しいので、講演やコンサート等の文化事業が必要となる。

##### (3) 担当

「担当は、対象者の主体性を活かす上でも、主として対象者の代表+行政の担当者で行う。また、協力者を募る」ことが望ましい。

##### (参照)

対象者の代表は公募する。協力者は、前年・前々年度の対象者の代表及び19歳の人に広報等を通じて呼び掛ける。